

本年4月

労働法改正・労務管理セミナー

働き方改革関連法・第一弾が施行

有給休暇取得と残業時間超過に関する 法の概要と企業の対応策



戦後最大の労働法改正!!
対策を立てなければ違反者続出も

- 有給休暇を1年間に5日以上未取得の場合
違反者1人につき会社に罰金30万円
 - 残業時間の上限違反の事業者には
6か月以下の懲役または30万円以下の罰金
- 上記のような罰則規定が設けられているため、早急に対策を講じることが必要です。本セミナーでは、働き方改革関連法の概要と企業の対応策について事例を交えわかりやすく解説します。

【講師】 特定社会保険労務士
社会保険労務士法人ソリューション
特定社員 小野 純 氏



日時 平成31年2月13日(水)
14:00~16:00

会場 十和田市建設業会館
(十和田市西二番町10-28)

申込 2月5日(火)までに、FAXまたはTELにて
お申込みください。

FAX▶0176-25-3434

TEL▶0176-25-3435

主催 (公社)上十三法人会十和田支部

共催 十和田市建設業協会

受講無料

【講座内容】

1. 働き方改革とは
2. 働き方改革(第1弾…労働時間法制の見直し)

《法改正の内容》

- ・残業上限規制
- ・年次有給休暇5日取得
- ・年次有給休暇のダブルトラック対応とは
- ・管理者も労働時間の客観的把握義務
- ・高プロ新制度、フレックスタイムの拡大
- ・残業後、翌日の勤務開始までの時間確保

《企業の対応策》

- ・新しい協定書への対応策
- ・複数月平均で違反しないためには
- ・年次有給休暇5日義務違反を回避するには
- ・フレックス拡大のメリット・デメリット
- ・法改正による売り上げ減少を回避するには
- ・働き方改革第2弾(2020年4月~)の恐怖とは

* FAXは切り取らずに送信してください。

申込日: 月 日

「有給休暇取得と残業時間超過に関する法の概要と企業の対応策」受講申込書

事業所名	[TEL] [FAX]	受講者名
所在地	〒 -	

*ご記入いただいた個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。*3名からのお申込みは本紙をコピーしてお使いください。